本號八面
明治廿五年三月十一日遞信省認可
明治二十八年五月二日
第四千二百六十九號
定價金二錢五厘

時事新報

明治廿八年五月二日 木曜日
舊暦乙未四月八日 (巳、酉)
日出午前四時五十分 日入午後六時二十六分
月出午前十一時二十六分 月入午前十二時四十二分
滿潮午前十一時四十一分 午後十一時四十四分
紀元より二千五百五十五年 年末まで二百四十三日
(西暦一千八百九十五年)

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には毎號詳細なる商况物價の報告あり

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商况物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價(府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す)

一號 貳錢五厘〇一箇月 前金五拾錢〇三箇月 前金壹圓四拾五錢〇六箇月 前金貳圓八拾五錢〇一箇年 前金五圓六拾錢〇月曜日休刊 (此他大祭祝日年始年末一切休刊せず)

●前金 一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一 日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津 一箇月 金拾三錢
二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國 一箇月 金六拾錢
三 北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋 一箇月 金三拾錢
四 香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲 一箇月 金六拾五錢
五 露領浦鹽斯德、清國諸港 一箇月 金三拾五錢

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●廣告料定價 時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき旨に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐること尠からず鋼り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

臺灣殖民會社を設立す可し

平和定約の結果として臺灣が日本國の所屬に歸したるに就ては我輩は同嶋に日本人を移住せしむるの目的を以て臺灣殖民會社の速に設立せられんことを希望する者なり抑も臺灣は東經百二十度南北二百三十哩の一大嶋嶼にして其面積は我九州に髣髴たり氣候温暖にして地味豊饒、顧る天然の産物に富み甘蔗、樟腦、米の如きは人力を借らずして自然に生殖するもの多しと云ふ支那人が此地に移住を始めたるは極めて近年の事にして随て其人數も未だ多からず最近の調査に據れば全嶋の人口支那人と土人とを合せて凡そ三百萬内外なりとの計算なり嶋の大部分は空しく野蠻なる土人の爲めに占領せられ農業なり鑛業なり天然の富源は未だ開發せられざるもの甚だ多ければ此度び日本政府が臺灣の支配者となり支那人の特有とも云ふ可き施政上の弊習をば悉く除き去り公平なる日本の法律を公平に施行して人民の財産私權を嚴重に保護せんには是れまで官吏の誅求を恐れて成丈け手を控え居たる支那の富豪は何れも安心して諸般の事業に資本を投ず可く又日本よりも必ず陸續資本を注入する者出で來るに相違ある可らず而して是等の資本を實際に使用して富源發達の目的を達せんとするに當て第一に必要なるものは即ち勞力なり蓋し資本と勞力とは恰も車の兩輪の如く二者互に相助るに非ざれば實際の用を爲さゞるものなれば現に支那の實業家は臺灣に土地を買ひ眼前に大利益を見れども勞力の不足なるより之を取て我物と爲すこと能はず已むを得ず大金を拂ふて本國より貧民を雇ひ來るは毎度の事なりと云へば若しも今日我國に臺灣殖民會社を創立し同嶋に移住せんと欲する者の爲めに出發渡航の周旋は勿論、先方に到着の上も衣食住一切の世話を爲す事とせば資本家に取りても又出稼人に取りても此上なき便利なるは疑ある可らず殊に目下戰地より歸り來りて差當り職業の目途なき軍夫の輩を募て臺灣に移住せしむるときは彼等は必ず悦んで其募に應ずるのみならん彼等は何れも皆多少冒險の氣象を備ふる者にして中には或は日本の内地に在て社會に厭はるゝ程の無頼漢もあらんなれども臺灣の未開地に移住して天然風土の困難を冒し又時としては慓悍なる蠻民の襲撃に備へて殖民地の安寧を維持する等の任に當らしむるときは無頼漢みぞ却て實用を爲すことある可し我輩は此際一日も速に臺灣殖民會社の設立あらんことを切望する者なり

官報

○法律

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル府縣稅徵收法中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十八年四月二十八日 (内閣總理大臣、大藏大臣、内務大臣副署)

○法律第三十一號

府縣稅徵收法中左ノ通改正ス

第八條第一項中「其領收證書」ノ下「ニ市町村長ノ檢印」ノ八字ヲ削ル

同條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

市町村長ハ納期限ヲ過キ稅金ヲ完納セサル者アルトキハ其滯納ノ稅目金額及滯納人ノ住所氏名ヲ記載シ之ヲ府縣出納吏ニ報告スヘシ

第九條中「處分ヲ受クタルトキ」ヲ「處分ヲ行ヒ受ケ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ」ニ改ム

第十五條ニ左ノ但書ヲ加フ

但第十一條ノ規定ハ此ノ法律施行以前ノ徵稅ニモ適用ス

法律第三十一號參照

法律第八十八號府縣稅徵收法(明治二十三年十月一日官報)拔萃

第八條 徵稅令書ヲ受ケタル各納稅人及徵稅令書ヲ受ケタル市ノ各納稅人ハ稅金ヲ市町村ニ納ス其領收證書ニ市町村長ノ檢印ヲ得テ納稅ノ義務ヲ了ルモノトス

市町村ハ其徵收シタル稅金ヲ府縣出納吏ニ納付シ其領收證書ヲ得テ納稅ノ義務ヲ了ルモノトス

前條第三項(前略)各納稅人ハ其(中略)納付シ其領收證書ヲ得テ納稅ノ義務ヲ了ルモノトス

第九條 納稅人ハ破産若クハ身代限ノ處分ヲ受クタルトキ又ハ法人ノ解散ノ場合ニ於テハ(以下略)

○勅令

令書ヲ發シタルモノアルトキハ國稅徵收法第十四條第十五條ノ例ニ依リ國稅ニ次テ府縣稅ヲ徵收スヘシ

第十一條 府縣稅滯納處分ノ期間免除ハ國稅ノ例ニ依ル

第十五條 此法律ハ明治二十四年度所屬ノ徵稅ヨリ之ヲ施行ス

○勅令

朕中央衛生會官制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十八年四月二十八日 (内閣總理大臣、内務大臣副署)

○勅令第五十七號

中央衛生會官制

第一條 中央衛生會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ公衆衛生獸畜衛生ニ關スル事項ニ就キ各省大臣ノ諮詢ニ應シ意見ヲ開申ス

第二條 中央衛生會ハ各省主管事務中衛生ニ關スル事項ニ就テハ其ノ主任大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條 中央衛生會ハ衛生各種ノ事項ニ關シ警視總監北海道廳長官及府縣知事ニ諮問ヲ要シ又ハ臨時會員ヲ各地方ニ派遣シテ調査檢察ヲ要スル場合ニ於テハ之ヲ内務大臣ニ具申スヘシ

第四條 中央衛生會ハ議事整理ノ爲メ規則ヲ撰定シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 中央衛生會ハ會長一人委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ勅任トス

委員ハ宮内省侍醫局長内務省衛生局長内務省警保局長[illegible]人陸軍省[illegible]大學醫科大學教授[illegible]若干人ヲ以テ之ニ充ツ

第六條 特別ノ事件ヲ審議スル爲ニ臨時必要ノ場合ニ於テハ前條定員ノ外臨時委員ヲ置クコトヲ得

第七條 委員[illegible]ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

[illegible]委員ノ任期ハ四箇年トス但補缺者ハ前任者ノ殘任期ヲ襲ク

第八條 會長ハ會務ヲ總理シ議事規則ニ依リ議事ヲ整理シ其ノ決議ヲ内務大臣ニ具申ス

第九條 會長事故アルトキハ内務大臣ノ指名シタル委員ヲシテ事務ヲ代理セシム

第十條 中央衛生會ニ幹事二人ヲ置ク

幹事ハ奏任トス會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十一條 會長委員及幹事ニハ一箇年[illegible]

其ノ都度相當ノ手當ヲ給ス

第十二條 中央衛生會ニ書記ヲ置ク[illegible]

書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ[illegible]

第十三條 書記ニハ一箇年[illegible]

附則

第十四條 從前ノ委員ハ別ニ[illegible]セラレタルモノトス

○警視廳告示

○警視廳、東京府告示

虎列刺病豫防方注意ニ付[illegible]病患者日々發生已ニ兵庫縣神戸[illegible]ノ傳染各地ニ散漫スヘキ状勢ヲ顯ス[illegible]多年經驗ニ徵シ飲料水ハ濾過シ或ハ[illegible]カメテ之ヲ避ケ[illegible]苟モ病識[illegible]豫防ニ關シ[illegible]スヘシ

明治二十八年五月一日

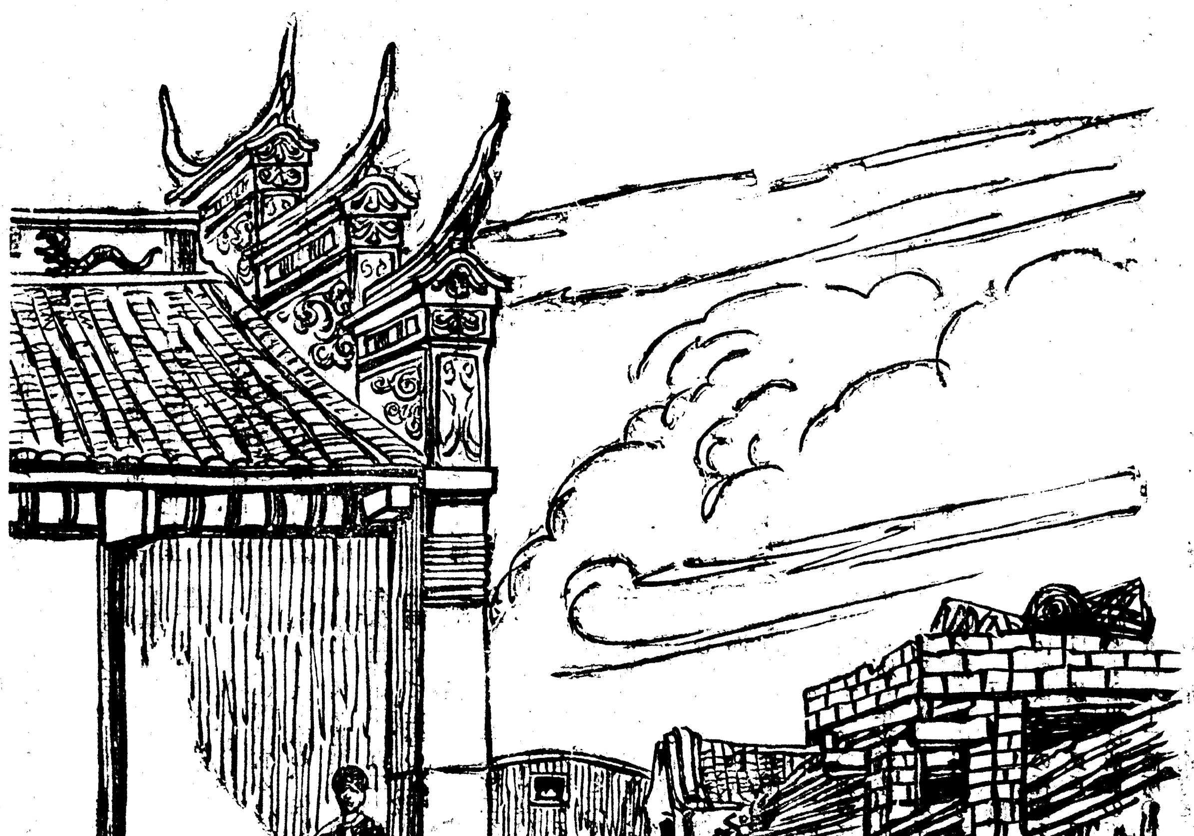

雜報

○臺灣嶋民の憤慨

府より大陸へ出張したる地[illegible]據れば臺灣嶋民は大に激昂[illegible]勢あり此激昂の原因は臺灣[illegible]れんとする報告是なり臺灣[illegible]市民の重立ちたる代表者の[illegible]云ふ所に據れば嶋民は若し[illegible]とあらば獨立して戰ふ決心[illegible]と同時に彼等は司布政に向[illegible]るゝを本からんことを要求[illegible]